野焼きは原則として『禁止行為』です

廃棄物の野外焼却，いわゆる『野焼き』については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第１６条の２において一部の例外を除き禁止となっています。

廃棄物の野外焼却を行った場合は，５年以下の懲役もしくは１，０００万円以下の罰金，またはその併科に処されます。また，法人にあっては３億円以下の罰金に処せられます。

野焼き禁止の例外

野焼き禁止の例外として規定されているものに以下のものが挙げられていますが，むやみに焼却して良いというわけではありません。

（１）国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

（２）震災，風水害，火災，凍霜害その他の災害の予防，応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

（３）風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（４）農業，林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（５）たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

注１）例外に挙げられたものであっても，容易に代替方法が採れるものはやむを得ないものにはあたりません。

注２）農業等でやむを得ない焼却行為とは，害虫駆除や最低限度の肥料採り等が該当します。農家だからといってすべての野焼きが除外されているものではありません。

注３）軽微なものとは，煙の量や臭いなどが近隣の迷惑にならない程度の燃焼行為のことです。苦情が発生した場合は軽微なものとは認められません。

様々な苦情が寄せられています！

焼却禁止の例外はありますが，焼却することによって大量の煙や臭いが発生し，近隣の生活環境に支障をきたしていることがほとんどです。

「近所で草木を燃やして煙たい」，「窓が開けられない」，「洗濯物に臭いがついて困る」，「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情が，毎年多く寄せられています。

近隣にお住まいの方に迷惑をかけるような野焼きは行わないでください。